八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。

(1)～(541)	（略）
(542)	セペタプロスト
(543)～(1049)	（略）
(1050)	ボルノレキサント
(1051)～(1253)	（略）

九　（略）

八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。

(1)～(541)	（略）
(新設)	
(542)～(1048)	（略）
(新設)	
(1049)～(1251)	（略）

九　（略）

○厚生労働省告示第二百三十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十条第十一号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十一号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～三十九　（略）	一～三十九　（略）
四十　ボルノレキサント及びその製剤	（新設）
四十一～四十四　（略）	四十～四十三　（略）

その他告示

○外務省告示第三百二十号

令和七年八月一日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成二十六年六月三十日付けの交換公文に従ってチュニジア共和国政府に供与されることになったメジェルダ川洪水対策計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年八月四日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

令和七年八月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○農林水産省告示第千二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　長崎県南島原市北有馬町丁字中山田三一一四、三一一七の一、三一二五、三一三〇、三一三一、三一三二の一、三一三三、三一三四、字八之久保三四八二の一、三四八二の二、三四八三、三四八四、三四八九、三四九〇、三四九一の一、三四九一の二、三四九二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山田三一一四・三一一七の一・三一二五・三一二一・三一二二の一・三一三三・三一三四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字八之久保三四八二の一・三四八二の二・三四八四・三四八九・三四九〇・三四九一の一・三四九二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、三四八三、三四九一の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　長崎県長崎市高浜町字馬遊一二六二の一、一二六四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字馬遊一二六二の一・一二六四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区牧野字笹尾三二四八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市美並町上田字中洞二三四七、二三四八、二三五八、二三五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）